

## 幼児対象氷上スポーツ助成金補助要綱

### (目的)

第1条 市内幼児(小学校就学前)の氷上スポーツ振興を目的とした行事について、次の各号に掲げるスケートリンクを使用した場合においては、事業費の一部を助成する。

- (1) 苫小牧市ときわスケートセンター
- (2) 苫小牧市沼ノ端スケートセンター
- (3) 苫小牧市ハイランドスポーツセンター
- (4) 苫小牧市白鳥アリーナ
- (5) 苫小牧市新ときわスケートセンター

### (助成対象)

第2条 苫小牧市内の幼稚園等及びそれに附属するスポーツクラブが行う氷上スポーツ行事に対し助成する。

### (助成申請)

第3条 第1条の規定により申請する者は、各クラブ、幼稚園等の代表者とする。

### (助成金額)

第4条 氷上スポーツ行事に対し、次の各号に掲げる費用の実費額を交付する。ただし、1団体につき年度内において30,000円を限度とする。

- (1) 施設使用料
- (2) 外部講師報酬

### (申請書の提出)

第5条 第1条の助成を受けようとする者は、助成事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 幼児対象氷上スポーツ助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 実施行事一覧表(様式第3号)

### (助成金額の確定及び精算払)

第6条 市長は、前条による申請が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第4号)を発行して助成金を交付する。

### (助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成を受けたことが判明したときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、決裁の日(平成24年11月6日)から施行する。

### (経過措置)

第2条 この要綱は、平成24年度以後の年度分には実施され、又は実施予定の行事について適用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、決裁の日（平成25年10月25日）から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱は、平成25年度以後の年度分を実施され、又は実施予定の  
行事について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、決裁の日（平成30年7月9日）から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱は、平成30年度以後の年度分を実施され、又は実施予定の  
行事について適用する。